

議案第17号

守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和60年守谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「原則として法人事業者に限り、」を「、原則として法人事業者に限り」に、「特別小口保証制度について」を「保証協会が連帯保証人又は物的担保を必要としないと認めた場合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例第10条の規定は、平成30年4月1日以後に融資のあつ旋の申込みをする者について適用し、同日前に融資のあつ旋の申込みをした者については、なお従前の例による。

平成30年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
17号	1

提案理由（議案第17号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市内の中小企業者に対し、事業資金の融資保証のあっ旋をしている自治金融及び振興金融の融資保証について、茨城県信用保証協会における保証人の取扱いが変更となるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
17号	2

参考資料

守谷市中小企業事業資金融資あつ旋条例新旧対照表

改 正	現 行
(保証人及び担保) 第10条 この条例によってあつ旋する融資保証については、原則として法人事業者に限り当該法人の代表者を連帯保証人として付し、必要に応じて物的担保を徴するものとする。ただし、 <u>保証協会が連帯保証人又は物的担保を必要としないと認めた場合は、この限りでない。</u>	(保証人及び担保) 第10条 この条例によってあつ旋する融資保証については原則として法人事業者に限り、当該法人の代表者を連帯保証人として付し、必要に応じて物的担保を徴するものとする。ただし、 <u>特別小口保証制度について</u> <u>は、この限りでない。</u>

17号	議案
3	頁数